

千葉市立青葉病院で発生した医療事故について

千葉市立青葉病院において発生した医療事故について公表します。

1 概 要

令和元年11月、50代の患者に行った肘関節手術の際、誤って尺骨神経を損傷したもの

2 経 過

(1) 令和元年5月

・自転車転倒による左上腕骨遠位端（肘関節部分）骨折でプレート固定手術を実施

(2) 令和元年11月

・骨の癒合は良好だったが、関節の可動域に制限があったことから、プレートの抜去とあわせ、尺骨神経を剥離、固定した上で、可動域制限の原因を切除する手術を実施。その際、尺骨神経を剥離する過程で誤って損傷（直径の3/4程度切断）したため、直ちに縫合

・上記経過を患者に説明。外来通院での経過観察とリハビリを継続

(3) 令和2年11月～12月

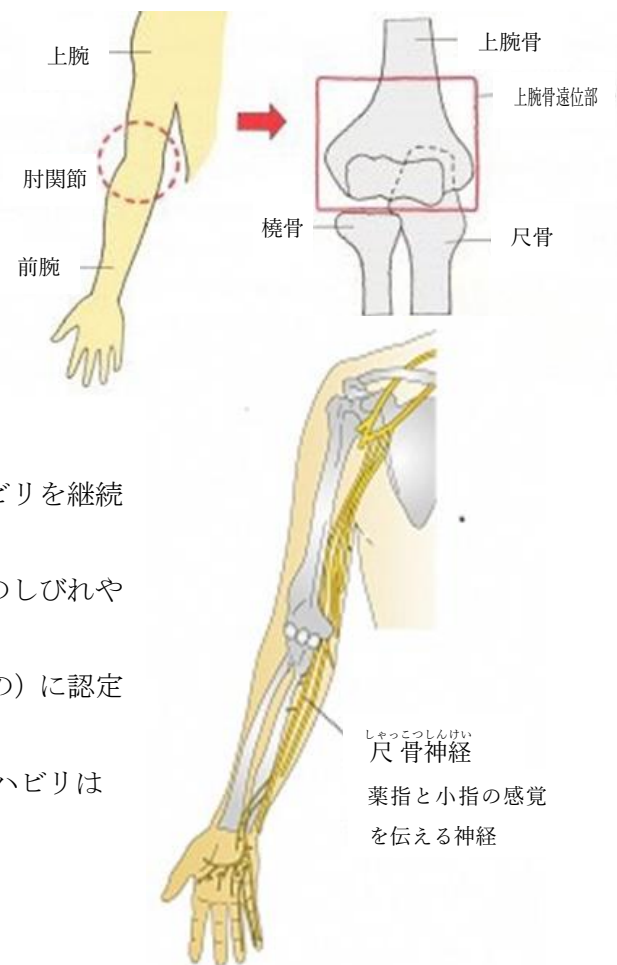
・術後1年が経過したが、尺骨神経損傷に伴う左手小指のしびれや握力の低下が残存

・後遺障害等級12級（局部に頑固な神経症状を残すもの）に認定

(4) 令和3年4月

・小指のしびれは残るものの、握力は少しずつ回復。リハビリは終了となり、肘や手指の自主訓練を継続中

・本件の公表について同意を頂く。



3 原 因

本手術は医師免許取得後6年目の若手医師がベテランの指導医の介助のもと執刀したが、本来、難易度の高い手術であるとともに、神経剥離の際にメスによる鋭的剥離にこだわり、慎重さを欠いていたという手技上の過失があったと判断される。

4 再発防止策

(1) 神経の剥離にあたっては、周辺組織の状況に応じて鋭的（メス）・鈍的（手や鉗子）に器具を使い分けながら、慎重に行うことを徹底する。

(2) 指導医は、指導する医師の技術力を的確に把握し、術前カンファレンスや術中サポートを十分に行うなど、万全の体制を整えることを改めて徹底する。